

# 退職手当組合負担金不均衡解消にともなう協定書

## 退職手当組合負担金における各会計間の調整に関する協定書

### (目的)

第1条 本協定は、本市において平成27年度(2015年度)末までに生じた一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計と病院事業会計との間における退職手当組合負担金に係る不均衡を解消することを目的とする。

### (調整額)

第2条 前条の不均衡を解消するため調整すべき額(以下「調整額」という。)は、平成27年度(2015年度)宝塚市病院事業会計決算書において宝塚市病院事業貸借対照表に資産として計上された前払退職手当組合負担金1,969,233,252円とする。

### (各会計の調整額)

第3条 調整額のうち一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計がそれぞれ病院事業会計に対して支払う割合及び金額は、別表第1に定めるところによる。なお調整額に利息は発生しないものとする。

### (調整の開始及び年度毎調整額)

第4条 前2条の規定による調整は、平成30年度(2018年度)からの25箇年で行うものとする。

2 一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計が各年度において病院事業会計に対して支払う金額(以下「年度毎調整額」という。)は、別表第2に定めるところによる。

### (支払方法)

第5条 一般会計は、水道事業会計及び下水道事業会計が支払うべき分を合算の上、別表第2に定める年度毎調整額を病院事業会計に一括で支払うものとする。

2 水道事業会計及び下水道事業会計は、別表第2に定める年度毎調整額を一般会計に支払うものとする。

3 前2項の支払は、それぞれ当該年度の末日(当該日が土曜日、日曜日又は休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、当該日前において当該日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日)とする。

### (協議)

第6条 本協定の履行に必要な財源措置ができないなど、本協定の履行が困難となる事由が生じた場合には、本協定の当事者間で協議し、協定の内容を変更することができる。

### (特記事項)

第7条 平成27年度(2015年度)末までに生じた退職手当組合負担金の不均衡については、第2条に規定する調整額を上限とする。また、本協定の締結日以降に生じる退職手当組合負担金の不均衡については、一切の調整を行わないことを確認する。

### (協定書に定めのない事項)

# 退職手当組合負担金不均衡解消にともなう協定書

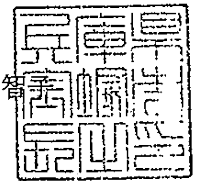
第8条 この協定書に定めのない事項については、本協定の当事者間で協議の上決定することとする。

この協定を証するため本書3通を作成し、それぞれ記名押印の上、各当事者が1通を保有する。

平成30年(2018年)6月5日

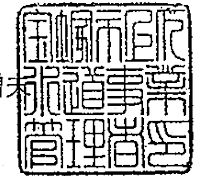
宝塚市長

中川 智



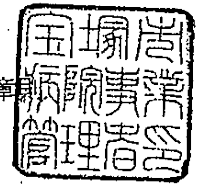
宝塚市上下水道局  
上下水道事業管理者

森 増夫

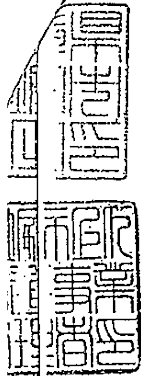


宝塚市立病院  
病院事業管理者

明石 章



退職手当組合負担金不均衡解消にともなう協定書



別表第1 (第3条関係)

(単位:円)

会計名	割合	調整額
一般会計	81.9%	1,612,802,033
水道事業会計	16.1%	317,046,554
下水道事業会計	2.0%	39,384,665
計	100%	1,969,233,252

別表第2 (第4条、第5条関係)

(単位:円)

年度	調整額	内訳		
		一般会計	水道事業会計	下水道事業会計
1 2018年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
2 2019年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
3 2020年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
4 2021年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
5 2022年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
6 2023年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
7 2024年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
8 2025年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
9 2026年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
10 2027年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
11 2028年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
12 2029年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
13 2030年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
14 2031年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
15 2032年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
16 2033年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
17 2034年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
18 2035年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
19 2036年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
20 2037年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
21 2038年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
22 2039年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
23 2040年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
24 2041年度	78,769,000	64,511,811	12,681,809	1,575,380
25 2042年度	78,777,252	64,518,569	12,683,138	1,575,545
計	1,969,233,252	1,612,802,033	317,046,554	39,384,665

